

## ご家族各位

(公財) 仙台市医療センター  
 介護老人保健施設 茂庭台豊齡ホーム  
 施設長 仲田 勲生

### 平成 27 年度介護報酬改定に伴う入所療養介護費の変更と強化型老人保健施設移行について

日頃から、(公財) 仙台市医療センター茂庭台豊齡ホームの入所療養介護をご利用いただきましてありがとうございます。

さて、以前よりご連絡させていただいておりました。介護保険の介護報酬改定が決定しました。つきましては、下記の通り、介護報酬改定に伴う利用料の変更となります。ご利用頂いている皆様にはお手数ですが、再度、契約書の取り交わしが必要となります。担当相談員、担当介護支援専門員よりお知らせしますので、お手続きをお願いします。

また、この平成 27 年 4 月から「在宅強化型老人保健施設」の要件を満たし算定することになりました。月末までの状況をふまえ、翌月の 1 日に申請するため、ご連絡が遅くなり、ご迷惑をおかけして申し訳ございません。基本報酬は下記の表の在宅強化型の利用料金となりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。これからも「在宅復帰支援施設」としての役割を担うべく努力を重ねてまいりますので、ご理解の程よろしく申し上げます。

#### ・従来型老人保健施設

入所療養介護費 (i) 従来型個室		入所療養介護費 (iii) 従来型多床室	
<改定前>	<改定後>	<改定前>	<改定後>
要介護 1 716 単位	要介護 1 695 単位	要介護 1 792 単位	要介護 1 768 単位
要介護 2 763 単位	要介護 2 740 単位	要介護 2 841 単位	要介護 2 816 単位
要介護 3 826 単位	要介護 3 801 単位	要介護 3 904 単位	要介護 3 877 単位
要介護 4 879 単位	要介護 4 853 単位	要介護 4 957 単位	要介護 4 928 単位
要介護 5 932 単位	要介護 5 904 単位	要介護 5 1011 単位	要介護 5 981 単位

#### ・強化型老人保健施設

入所療養介護費 (ii) 在宅強化型個室		入所療養介護費 (iv) 在宅強化型多床室	
<改定前>	<改定後>	<改定前>	<改定後>
要介護 1 745 単位	要介護 1 733 単位	要介護 1 825 単位	要介護 1 812 単位
要介護 2 817 単位	要介護 2 804 単位	要介護 2 900 単位	要介護 2 886 単位
要介護 3 880 単位	要介護 3 866 単位	要介護 3 963 単位	要介護 3 948 単位
要介護 4 937 単位	要介護 4 922 単位	要介護 4 1020 単位	要介護 4 1004 単位
要介護 5 993 単位	要介護 5 977 単位	要介護 5 1076 単位	要介護 5 1059 単位

(1 単位: 10,27 円)

#### その他加算など

短期集中リハビリ加算	1 日	240 単位 (3ヶ月間)
認知症短期集中リハビリ加算	1 日	240 単位 (3ヶ月間)
認知症ケア加算	1 日	76 単位
認知症行動・心理症状緊急対応加算	1 日	200 単位 (7日を限度)
認知症情報提供加算	1 回	350 単位 (1回を限度)
若年性認知症利用者受入加算	1 日	120 単位
外泊時費用	1 日	362 単位
ターミナルケア加算		
(死亡日以前4日以上30日未満)	1 日	160 単位
(死亡日の前日及び前々日)	1 日	820 単位
(死亡日)	1 日	1650 単位
初期加算	1 日	30 単位 (入所後、30日間)

入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	1回	450単位（1回を限度）
入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	1回	480単位（1回を限度）
退所前訪問指導加算	1回	460単位（2回を限度）
退所後訪問指導加算	1回	460単位（1回を限度）
退所時指導加算	1回	400単位（1回を限度）
退所時情報提供加算	1回	500単位
退所前連携加算	1回	500単位（1回を限度）
老人訪問看護指示加算	1回	300単位（1回を限度）
栄養マネジメント加算	1日	14単位
経口移行加算	1日	28単位
経口維持加算（Ⅰ）	1月	400単位
経口維持加算（Ⅱ）	1月	100単位
口腔衛生管理体制加算	1月	30単位
口腔衛生管理加算	1月	110単位
療養食加算	1日	18単位
夜勤職員配置加算	1日	24単位
在宅復帰・在宅療養支援機能加算	1日	27単位
緊急時治療加算	1日	511単位（3日を限度）
所定疾患施設療養費	1日	305単位（7日を限度）
地域連携診療計画情報提供加算	1回	300単位（1回を限度）
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	1日	18単位

※詳細については、契約書の取り交わしの際などに担当者までお問い合わせ下さい。  
今後ともよろしく願いいたします。

支援相談員 堀籠・齋藤・高坂

電話番号 281-3190